

## 平成29年小樽市食品衛生監視指導計画（案）の概要

### 【目的】

小樽市内で製造、加工又は流通する食品を対象とし、食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の食生活の安全を確保するため、本市の実情にあった効果的な計画を策定するものです。

### 【計画策定の趣旨】

平成15年5月に食品衛生法が改正され、食品衛生に関する監視指導等について、都道府県等は「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、地域の実情にあった計画を策定することが定められました。（小樽市は保健所設置市であるため、都道府県等に含まれません。）

### 【範囲】

小樽市内とします。

### 【期間】

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

### 【根拠法令】

食品衛生法、食品表示法、北海道条例（食品の製造販売行商等衛生条例）等に基づいて実施します。

### 【実施体制】

実施主体は保健所生活衛生課とします。監視指導計画の策定、食品等事業者への指導等については食品衛生グループが担当し、理化学検査は環境衛生グループ理化学検査サブグループ、細菌検査は臨床検査グループがそれぞれ担当します。

### 【実施内容】

主な項目は以下のとおりです。

- ・食品衛生法に基づく営業許可施設、食品の製造販売行商等衛生条例に基づく営業許可、登録施設等への監視指導
- ・食肉の生食の危険性の周知、ノロウイルスの食中毒予防、広域流通食品等についての監視指導を重点的に実施
- ・HACCPをはじめとした食品等事業者における自主的な衛生管理についての普及、啓発の実施
- ・うに加工施設、海水浴場、観光地施設等への監視を継続的に実施
- ・市内で製造された食品等について収去検査を実施
- ・食中毒警報の発令等についての情報提供
- ・職員の研修及び検査体制の信頼性確保

### 【実施状況の公表】

事業年度が終了した翌年6月までに前年度監視指導結果を公表します。

（問合せ先）

小樽市保健所生活衛生課食品衛生グループ

電 話 0 1 3 4 - 2 2 - 3 1 1 8

F A X 0 1 3 4 - 2 2 - 1 4 6 9